

令和6年 6月 定例農業委員会会議議事録

芝 山 町 農 業 委 員 会

【令和6年6月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和6年6月5日（水） 午後3時30分～

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城	英 明	4 番	大 木	正 勝
5 番	堀 越	幸 一	6 番	吉 河	一 男
7 番	川 口	弘 子	8 番	鈴 木	好 子
9 番	堀 越	敏 幸	10番	小 川	勝 雄
11番	鈴 木	英 範	12番	大 木	明 男
13番	岩 澤	勝 敏			

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井	明	15番	渡 邊	美 基
16番	土 井	正 裕	17番	土 屋	範 雄
18番	内 山	祐 一	19番	松 本	幸 雄
20番	萩 原	典 幸			

欠席委員

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長職務代理者 松 本 光 芳

事務局

局 長 金 親 俊 哉 書 記 市 原 直 樹

局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
 ございます。

それでは定刻となりましたので、6月農業委員会
定例総会を開催させていただきます。

それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局長 ありがとうございました。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議長 本日の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 7 名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年 6 月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後
3時30分）

議長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないます。

7 番 川口 弘子 委員、8 番 鈴木 好子 委員。両名を指名いたします。

議 長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第 1 号、農地法第 5 条による転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 1 号です。

資料 1 をご覧ください。

本件は農地法第 5 条による転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。

始めに資料 1 の 1 番について説明します。

譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

次に 2 番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に 3 番について説明します。

転用の計画、用途は、専用住宅用地、車庫用地のためです。

転用時期は、令和 6 年 7 月 2 4 日から令和 7 年 2 月 1 5 日までです。

次に5番について説明します。

所要額は、資料に記載のとおりです。

次に、6番について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は、親子となります。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無い10ha以上の一団の農地であるため「第1種農地」と判断出来ると思われませんが、申請は集落に接続する住宅のため、例外的に許可できるものと思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、引続き説明いたします。

書 記(市原) 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 1 号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 1 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条による転用を伴う所有権の移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 2 号です。

資料 2 をご覧ください。
本件は農地法第 5 条による転用を伴う所有権の移転の申請です。

始めに、資料２の１番について説明します。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
次に２番について説明します。
申請地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に３番について説明します。
申請の理由は、農家住宅、専用住宅、農業用倉庫、
車庫の建設のためです。
転用の時期は、令和６年１０月１日から令和７年
１２月３１日までです。

次に５番について説明します。
所要額は資料に記載のとおりです。
次に６番について説明します。
譲受人と譲渡人の関係は「他人（売買契約当事者）」
であります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用
許可基準に照らし合わせたところ、立地基準につ
いては立地基準については、都市計画法上の用途
区域内であるため、「第３種農地」と判断出来る
と思われます。

続いて、一般基準については、資力、計画等に問
題は無く申請目的の実現は確実であると思われ、

周辺農地の営農条件への支障はきたさない計画となります。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記(市原) 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第 2 号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 3 条による所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第 3 号です。
資料 3 をご覧ください

本件は農地法第 3 条による所有権移転の申請です。

始めに、資料 3 の 1 番について説明します。

譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

次に 2 番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は資料に記載のとおりです。

次に 3 番について説明します。

申請の理由は、「農業経営規模拡大のため」となります。

本議案の申請書へ記載された内容について、許可基準の項目すべてに適合するか否かを検討したところ、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可要件のすべてを満たしている

と思われます。

以上で議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記(市原) 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第3号は原案どおり可決決定いた

します。

議 長

続きまして、議案第4号、令和6年第5次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。

ここで、説明に入る前に 15番 渡邊 美基 委員におかれましては申請人であるため退席をしていただきます。それでは、渡邊 美基委員は退席をお願いします。

— 15番 渡邊 美基 委員 退席後、再開 —

事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第4号です。

本件は、令和6年5月22日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

資料を1枚めくっていただき、一覧をご確認ください。

利用権の新規が2件であり、合計面積：14,510㎡です。

詳細な内容については、書記より説明いたします。

書 記(市原)

議案第4号の説明をする。

議 長 委員、質疑はありますか。
 (質疑なし)

議 長 それでは、議案第４号を採決します。
 原案に賛成の委員の挙手を求めます。
 (賛成全員)

議 長 よって、議案第４号は原案どおり可決決定いたします。

- １５番 渡邊 美基委員 着席後 再開-

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

議 長 次に「その他」でございます。
 事務局より説明をお願いします。

書 記(市原) その他について、報告する。

議 長 各委員さんより何かございますか。

議 長 以上をもちまして、令和６年６月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でございました。